

令和4年6月24日

長崎県長崎市「宿泊税」の新設

長崎県長崎市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせいたします。

新設される長崎市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	長崎県長崎市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為
税収の用途	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用
課税標準	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数
納税義務者	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者
税率	1人1泊について、宿泊料金が (1) 1万円未満のもの・・・100円 (2) 1万円以上2万円未満のもの・・・200円 (3) 2万円以上のもので・・・500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	(初年度)約4億円(平年度)約4.4億円
非課税事項	修学旅行その他の行事に参加している者のほか、市長が必要と認める者
徴税費用見込額	(導入前)約1.1億円、(初年度)約0.3億円、(平年度)約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和4年 3月11日 長崎市議会にて条例案可決
- ・同 3月28日 総務大臣協議
- ・同 6月24日 総務大臣同意

(令和5年4月を目途に、新型コロナウイルス感染症の収束状況や導入に係る準備期間等も考慮した上で、条例施行予定)

担当：自治税務局企画課 原係長、越
TEL03-5253-5658 FAX03-5253-5659